八　業績の適正な評価に資する情報	二　財務諸表の要約
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	三　財務情報
十　予算及び決算の概要	イ　財務諸表に記載された事項の概要
十一　財務諸表の要約	ロ　重要な施設等の整備等の状況
十二　財政状態及び運営状況の基金の長による説明	ハ　予算及び決算の概要
十三　内部統制の運用状況	ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
十四　基金に関する基礎的な情報	四　事業に関する説明
	イ　財源の内訳
［削る］	ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
	3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（基金を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　第十条及び第十条の二の規定は、平成三十一年四月一日以降に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○外務省令第一号
財務省

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）附則第二条第三項に基づき、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。